

9月1日 防災の日



http://www.city.uruma.lg.jp/2/1287.html

(アトレン)

市では、自然災害に対しての備えや、災害が発生した場合の避難行動などに役立てていただくために、防災マップを作成しております。

災害が発生した場合、警戒を要する地域や避難所の位置、各種災害の注意点をまとめたものとなっております。この防災マップは、昨年、市内全世帯に配布しておりますが、市のホームページでも公開しております。

うるま市 防災マップ

災害により被災されたら・・・

市では、災害により被災された方の生活が早く復興できるよう、以下の支援制度を設け相談に応じております。

制度等	相談内容	問い合わせ
●災害見舞金制度	うるま市在住の方で、災害などにより死亡または治療期間が30日以上のご遺族をされた方、家屋の全焼・全壊、半焼・半壊及び床上浸水の被害に遭われた方を対象に災害見舞金を支給しています。	市民生活課 ☎973-5487
●資産税の相談	災害により被害を受けた固定資産（土地・家屋・償却）に係る税の減免について相談を行っております。	資産税課 ☎973-5394
●市県民税の相談	災害により被災された方を対象に市県民税の相談を行っております。	市民税課 ☎973-5382
●納税の相談	災害により被災された方を対象に納税相談を行っております。	納税課 ☎973-1099
●国民健康保険税の相談	国民健康保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に国民健康保険税の相談を行っております。	国民健康保険課 ☎973-3202
●介護保険料の相談	介護保険に加入されている方で、災害により被災された方を対象に介護保険料の相談を行っております。	介護長寿課 ☎973-3208
●生活保護の相談	災害により被災され、最低生活を維持することが困難になられた方に対して、生活保護の相談を行っております。	生活福祉課 ☎973-4982
●建築確認申請手数料の相談	災害により滅失又は破損した住宅をその災害発生の日から6ヶ月以内に建築又は大規模修繕をする場合、建築確認申請手数料の相談を行っております。	建築指導課 ☎965-5601
●り災証明書の発行	災害により家屋等が被災した方に、り災証明書の発行を行っております。り災証明は、上記支援制度などの申請に必要な場合があります。	総務課 ☎973-0606

○り災証明書

り災証明書とは、火災・風水害・地震その他の自然災害によって生じた被害証明書です。自然災害により、家屋などに被害を受けた方で、災害見舞金の申請や損害保険などの請求などに、市や消防が発行するり災証明書が必要になる場合があります。り災証明願が提出され次第、市や消防が実態を調査し証明書を発行いたします。

○お問い合わせ先

火災・家屋等の浸水については

市消防本部 予防課 TEL 974-0363

地震その他の自然災害については

市役所 総務部 総務課 防災係 TEL 973-0606

※大規模災害時には、上記お問い合わせ先が変更になります。

その場合、防災行政無線や広報車などにてお知らせします。

○申請にあたり次の書類が必要となります。

①り災証明願

(市役所総務部総務課、市消防本部予防課)

②被害状況等の写真

(被害全体の写真、被害箇所等被害の状況が確認できる写真)

③印鑑(認印可)

■り災証明書

り災物件を確実な証拠などにより確認できる場合に発行

■り災届出証明書

り災物件を確実な証拠などにより確認できない場合において、り災者からり災の届出がされている場合に発行